

各位

神戸市行財政局契約監理課

建設業法の改正に伴う取り扱いについて

令和 6 年 1 2 月に施行された建設業法の改正に伴い本市契約監理課が発注する工事について、以下のとおり取り扱いしますので、お知らせします。

記

1. 改正に対する本市の取り扱い

① 工期又は請負金額の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知（建設業法第 20 条の 2 第 2 項）

- ・建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から請負契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報（一定の客観性を有する統計資料等）と併せて、本市所定様式の通知書を契約監理課まで提出してください。
- ・通知書様式は下記ページに格納していますので、ダウンロードのうえご利用ください。
兵庫県電子入札共同運営システム 神戸市ページ「契約・請求等に必要な書式（工事）」
<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1667285552290/index.html>

② 監理技術者等の専任特例（建設業法第 26 条第 3 項）

- ・特記仕様書において、専任特例 1 号及び専任特例 2 号の配置可否を個別の案件ごとに明示します。特記仕様書への記載がない等により取り扱いが不明であり、確認が必要な場合は、入札公告中の工事については、質疑の受付期間に、質疑回答書の送付によりお問い合わせください。契約済みの工事については、工事担当課にお問い合わせください。
- ・上記に伴い「現場代理人及び主任技術者、監理技術者（補佐）又は連絡員設置通知書」の様式を①と同じ神戸市ページに格納していますので、ダウンロードのうえご利用ください。

2. 適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日

【お問い合わせ】

神戸市行財政局契約監理課工事契約担当

TEL 078-322-5147